

熊本市議会会議規則（平成25年議会規則第1号）新旧対照表

改正後（案）				現行			
第1条～第146条（略）				第1条～第146条（略）			
第147条 法第100条第12項に規定する議案の審査又は議会の運営 に関し協議又は調整を行うための場(以下「協議等の場」という。) を別表のとおり設ける。				第147条 法第100条第12項に規定する議案の審査又は議会の運営 に関し協議又は調整を行うための場(以下「協議等の場」という。) を別表のとおり設ける。			
2～4（略）				2～4（略）			
第147条の2～第149条（略）				第147条の2～第149条（略）			
附則（略）				附則（略）			
別表（第147条関係）				別表（第147条関係）			
名称	目的	構成員	招集権者	名称	目的	構成員	招集権者
議員全員会議	議案の審査又は議会の 運営に関し協議又は調 整を行うため	全議員	議長	議員全員会議	議案の審査又は議会の 運営に関し協議又は調 整を行うため	全議員	議長
予算決算委員 会理事会	予算決算委員会の運営 に関し必要な事項につ いて協議又は調整を行 うため	予算決算委員 長及び副委員 長並びに予算 決算委員会が 選任する議員	予算決算委員 会理事会の会 議の主宰者	予算決算委員 会理事会	予算決算委員会の運営 に関し必要な事項につ いて協議又は調整を行 うため	予算決算委員 長及び副委員 長並びに予算 決算委員会が 選任する議員	予算決算委員 会理事会の会 議の主宰者
議会広報委員 会	議会の広報に関し必要 な事項について協議又 は調整を行うため	議長が選任す る議員	委員長（委員 長が選任され るまでの間 は、議長）	議会広報委員 会	議会の広報に関し必要 な事項について協議又 は調整を行うため	議長が選任す る議員	委員長（委員 長が選任され るまでの間 は、議長）
議会活性化検 討会	議会活性化のための諸 改革に関し協議又は調	議長が選任す る議員	会長（会長が 選任されるま	議会活性化検 討会	議会活性化のための諸 改革に関し協議又は調	議長が選任す る議員	会長（会長が 選任されるま

	整を行うため	での間は、議長)		整を行うため	での間は、議長)
<u>【削る】</u>				<u>議員定数等のあり方検討会</u>	<u>議員定数及び各選挙区選出議員数のあり方に関する議員</u> <u>関し協議又は調整を行うため</u>
様式第一号～様式第四号 (略)				様式第一号～様式第四号 (略)	<u>議長が選任する議員</u> <u>会長（会長が選任されるまでの間は、議長）</u>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。